

訪問看護重要事項説明書 (医療保険)

1. 当社の概要

| | |
|--------|----------------------|
| 事業所法人名 | 株式会社Ammi's |
| 所在地 | 札幌市西区琴似1条3丁目2番1-412号 |
| 代表者氏名 | 武田あゆみ |
| 電話番号 | 011-590-0882 |
| ファクス番号 | 011-590-0852 |
| 指定年月日 | 令和4年4月1日 |

2. 事業所の概要

| | |
|-------|--|
| 事業所名 | 札幌あんみナースステーション |
| 所在地 | 札幌市手稲区星置南2丁目38-1 |
| 電話番号 | 011-590-0882 |
| 事業所番号 | 令和4年4月1日指定 0160490876(介護保険) |
| 管理者名 | 能代谷 朋子 |
| 事業の目的 | 事業者の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた 医療処置が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供するを目的とする。 |
| 運営方針 | (1)事業に実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は利用者の成長発達促進、全体的な日常生活の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村とその他の保健・医療・福祉・サービスの提供に努めるものとする |

3. 事業所の職員体制

| 職種 | 従事する業務 | 人 員 |
|----------|---------|-------------------|
| 管理者 | 業務全般の管理 | 1名 |
| サービス担当職員 | サービス担当 | 6名(常勤 5名、 非常勤 1名) |
| 内 | 看護師 | 5名(常勤 4名、 非常勤 1名) |
| | 准看護師 | 1名(常勤) |
| | 理学療法士 | |
| | 作業療法士 | |

| | | | |
|-------|---------|--|--|
| 訳 | 言語聴覚士 | | |
| 事 務 員 | 業務の事務全般 | | |

4. 事業の実施地域

| |
|-------------------------|
| 通常の事業の実施地域は、札幌市全域としています |
|-------------------------|

5. 営業時間

| | |
|------|---|
| 営業日 | 月～金曜日 土・日曜、祝日休み 年末年始:12月30日～1月3日休み |
| 営業時間 | 月～金曜日、8:30～16:30 ※ ただし、24時間の連絡・対応体制は整い次第、対応いたします |

6. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
- ① 病状・、心身の状況ケア ②清潔ケアなどの日常生活援助 ③お母様の精神的他ケア
④リハビリ指導 ⑤育児指導 ⑥人工呼吸器・在宅酸素・経管栄養などの医療的ケア
⑦発達に応じた育児支援 ⑧母乳育児(授乳介助など) ⑨留守番看護 他
- (2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

7 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。
- (2) 一ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金支払いを利用する事もできます。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。引落しに関してはサービス提供月の翌々月25日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

◆ 訪問看護料金表(医療保険)

| | |
|-----------|--|
| 後期高齢者対象の方 | 1割・一定以上の所得者方は3割 |
| 一般の健康保険等 | <p>・未就学児は2割、就学児は3割負担(*札幌市在住で医療保険に加入している方で、こども医療費受給者証をお持ちの方は2割、3割負担も助成され、ご家族の負担もありませんが市町村により、年齢制限に違いがあります)</p> <p>・訪問時の交通費のみ、4キロ未満200円+消費税、4キロ以上400円+消費税が実費負担となります</p> <p>・生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。</p> |

◆キャンセルについて

(1)利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください

い。全体窓口(連絡先)(電話番号):011-590-0882

(2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。)

| 時 期 | キャンセル料 | 備考 |
|------------|--------------------------------|----|
| サービス利用前日まで | 500 円 | |
| サービス利用当日 | 利用票における訪問看護費用総額(保険/事業対象分)の100% | |

◆その他の利用料(1時間ごとに加算)

| 利用料 | 内 訳 | | 金 額 |
|-------|--------------------|---------------|---------|
| 超過料金 | 平日90 分を超えた場合、30分毎に | | 1,300 円 |
| 休日料金 | 営業日以外に訪問した場合 | 1回につき | 3,200 円 |
| 時間外料金 | 営業時間外に訪問した場合 | (18:00~22:00) | 2,100 円 |
| | | (22:00~6:00) | 4,200 円 |
| | | (6:00~8:30) | 2,100 円 |

8 サービス利用に関する留意事項

(1)サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 護師等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③看護師などに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。

④ サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承ください。

⑤ 看護師等が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用車の有する問題点や解決すべき個人情報等を医療従事者等と共有することがありますのでご了承ください。

9 サービスに関する苦情窓口

当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。

(1) 当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

| | | |
|----------------------------|------|----------------------------------|
| 北海道国民健康保険団体 連合会(苦情相談専用) | 所在地 | 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 |
| | 電話番号 | 011-231-5175 |
| | 対応時間 | 9:00~17:00 |
| 札幌市役所保健福祉局高齢 保健福祉部介護保険課 | 所在地 | 札幌市中央区北1条西2丁目 |
| | 電話番号 | 011-211-2972 |
| | 対応時間 | 8:45~17:15 |
| 札幌市手稲区役所保健福祉 課 | 所在地 | 札幌市手稲区手稲前田1条11丁目 |
| | 電話番号 | 011-681-2400 |
| | 対応時間 | 8:45~17:15 |
| 高齢者・障がい者生活あんし ん支援センター | 所在地 | 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階 |
| | 電話番号 | 011-632-7355 |
| | 対応時間 | 9:00~17:00 |

10 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は賠償責任保険に加入しております。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小に関わらず担当看護師か責任者にお尋ねください。

11 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

| |
|---------|
| 虐待防止責任者 |
|---------|

②苦情解決のための体制を設備しています。

| |
|--------|
| 能代谷 朋子 |
|--------|

③研修等を通じて従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に、医療従事者または養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行いお知らせします。